

### 特例を定めることになった経緯

- ・現在、防寒着は「各部活動指定のウィンドブレーカー」か「学校指定の銀コート」を認めている。
- ・コロナ禍で授業中も換気をする必要があり、校舎内における防寒着の着用を認めている。
- ・部活動に入っていない生徒やその保護者から、緑ジャージの中に着こむには限界があり、銀コートは動きづらく活動に支障が出るため、家にあるウィンドブレーカー等の着用を許可してほしいという声があった。

### 特例（令和4年度に限る）

1. 「各部活動指定のウィンドブレーカー」及び「銀コート」以外の防寒着の着用を認める。ただし、部活動に加入している生徒は部活動指定のものを着用すること。
2. 防寒着の色や形、材質については特に指定しない。ただし、授業等の活動にふさわしい、華美な装飾がなく機能的なものとする。
  - ※2の観点から、ダウンジャケットやロングコートは適さない。部活動に加入している生徒が着ているようなウィンドブレーカー（風を防いで、からだがかえらないようにするために着るジャンパー）を推奨する。
  - ※吹奏楽部や野球部などズボンのウィンドブレーカーがない部活動の生徒は、2のような基準でズボンタイプの防寒着を着用してもよい。

### 来年度以降について

- ・現在の「各部活動指定のウィンドブレーカー」か「学校指定の銀コート」という校則を見直す方向で考えている。生徒、PTA、制服業者とも協議していく。